

1. 退職・休職等の場合（未徴収税額を一括して給与引きする場合）

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

〇〇年 9月 10日提出 (あて先) 飯 田 市 長	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒395-8501 飯田市 大久保町〇〇〇〇〇										特別徴収義務者指定番号	7654321					
		フリガナ	〇 〇										係	経理係					
		氏名又は名称	株式会社 〇 〇										連絡先の係、氏名及び電話番号	氏名	税務 ハルオ				
		個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	9	8	7	電話	(0265) 〇〇 - 1129		
給与所得者												異動の事由 (下記から選択して○で囲む)	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額					
フリガナ	イイダ マイケル										(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	× × ・ 8 ・ 31	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 ※「9. その他」を選択された場合、次の理由の中からいずれかの理由を必ず選択してください。	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※残額を退職者から全額徴収し、事業所が納入する 3. 普通徴収 ※残額を退職者本人が納入する	1,200,000 円 控除社会保険料額 60,000 円	
氏名	飯 田 マイケル 旧姓()										6 月から	8 月まで	9 月分以降						
生年月日	大正 昭和・平成 56 年 2 月 17 日																		
個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4							
1月1日現在の住所	飯田市上郷黒田△△△△										140,000 円	35,600 円	104,400 円						
現住所	フィリピン(帰国)																		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(ウ)未徴収税額について一括徴収する場合は、下記の欄にも記入してください。

一括徴収した税額は 9 月分(10 月 10 日納期限分)に納入します。		※地方税法により、1月1日から4月30日までの退職者については、一括徴収が義務づけられています。この期間中は異動者印不要です。 ※死亡による退職の場合は時期に関わらず一括徴収はできません(普通徴収へ切り替えます)。
徴収(予定)額(ウ)	104,400 円	
異動者印 ㊞		

1(普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
2(普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)
3(普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
4(普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤等による特別徴収届出書

新しい勤務先では	
月割額	円を
月分から徴収し、納入する	
給与支払期日	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。

(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑

受給者番号 番号とは、給与事務にあたり 者が独自に付す番号のことで	
係	
連絡先の係、氏名 及び電話番号	氏名
	電話 () -

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。